

3 - (3). 車両の安全性を向上させる装置の装着 (2点又は1点)



判断方針	<p>◆ 予防安全技術や ASV 技術を搭載した車両を活用した高度な取り組みについて評価します。</p>
判断基準	<p>◆ 配点2点のうち、下記基準により2点又は1点を付与します。 ※ 導入車両は事業用自動車に限ります。</p> <p>[2点付与とするもの] 下記、[2点付与とするもの]に挙げる「先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援」における補助金の対象装置を1台以上導入していること</p> <p>[1点付与とするもの] 下記、[1点付与とするもの]に挙げる装置を1台以上導入していること ※ 1点付与となる装置を3種類以上添付しても3点付与とはなりません。</p>
具体的内容	<p>[2点付与とするもの] 対象装置は、申請年度及びその前年度に国土交通省が実施している「先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援」における補助金の対象装置とします。(下記参考：国土交通省 令和7年度の対象装置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き) <input type="checkbox"/> ドライバー異常時対応システム <input type="checkbox"/> 側方衝突警報装置 <input type="checkbox"/> 事故自動通報システム (後付け含む) <input type="checkbox"/> 車輪脱落予兆検知装置 <input type="checkbox"/> 車間距離制御装置 + 車線維持支援制御装置 <input type="checkbox"/> 先進ライト <input type="checkbox"/> アルコールインターロック <input type="checkbox"/> 後側方接近車両注意喚起装置 <input type="checkbox"/> 道路標識注意喚起装置 </div> <p>※ 歩行者検知機能が付いていない衝突被害軽減ブレーキは対象となりません。 ※ 車線逸脱警報装置は対象とはなりません。 ※ 提出資料は、下記の1、3、4を添付してください。</p> <p>【参考】 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援 (令和7年度) 自動車総合安全情報 https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_07.html</p> <p>[1点付与とするもの]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ドライブレコーダー <input type="checkbox"/> 側方視野確認支援装置 (サイドビューカメラ) <input type="checkbox"/> 衝突防止警報装置 <input type="checkbox"/> 後方視野確認支援装置 (バックアイカメラ) <input type="checkbox"/> 側方衝突監視警報装置 (左折巻き込み防止装置) <input type="checkbox"/> アルコール・インターロック (後付け) </div> <p>※ 提出資料は、下記の2、3、4を添付してください。</p>

グループ3 (3)

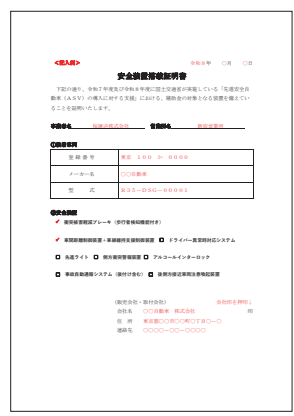
提出書類例

1. 【ASV (2点装置) ※後付けを除く】装置の設置状況がわかる資料 (次の①または②を添付する)

※車検証の備考欄に ASV 装置について明確に記載がある場合は①、②いずれも提出不要です。

- ① ASV 装置については、「搭載証明書」や「購入時の領収証」等のコピー
以下の内容を確認します。
- 導入事業所名
 - 車両の登録番号
 - 車両の型式
 - 車両のメーカー名
 - 搭載装置名
 - 販売会社もしくは装置の取り付け会社

※ 「安全装置搭載証明書」の様式は、全日本トラック協会・書式等ダウンロードページから最新のものを使用してください。



- ② ASVの事故自動通知システムの後付け装置については、装置の設置状況が確認できる写真及び機器類のカタログなど、機能や性能が分かる資料のコピー
- (a) 対象となる装置の機能等が記載されているカタログ・取扱説明書など（メーカー名、型番などがわかること）
 - (b) 装置の装着写真や、装置の機能に対応するスイッチなどの写真
- ※（a）、（b）両方の資料を添付してください。

2. 【1点装置】装置の設置状況がわかる資料（次の①及び②を添付する）

- ①装置の設置状況が確認できる写真
- ②装置のカタログなど、機能や性能が分かる資料のコピー（メーカー名、型番などがわかること）

3. 装置設置車両が写っている写真



← 車検証に記載されている車両番号と同じ車両（正面からの写真。ナンバープレートが読みとれるもの）

4. 機器設置車両の基準日（2026年7月1日）現在有効な電子車検証の自動車検査証記録事項のコピー

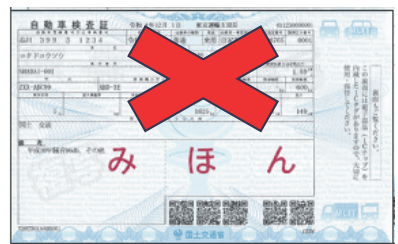
※情報確認のため、電子車検証の「自動車検査証記録事項」を必ず添付してください。

<自動車検査証記録事項（電子車検証）>

自動車検査証記録事項		記録年月日	令和 3 年 10 月
1. 自動車検査証			
自動車検査証番号又は車両番号	札幌 300 か 9999		
車検番号	235-2560-00001		
記録年月日	令和 3 年 10 月	記録場所	札幌市東区(〒060)
2. 所有者・管理業者			
所有者の氏名又は名称	運輸 本館		
所有者の住所	北海道札幌市東区北3条東6丁目△△△ [00007-0331]		
所有者の氏名又は名称	本事業		
使用者の住所	本事業		
使用者の氏名又は名称	本事業		
3. 車両の諸元			
型式	ユニオン		
型式	CA-A-250	原動機の種類	VR3R
自動車の種類	乗用	用途	事業用の別
車検の部位	車検	車検の種別	普通
車検重量	137	積載重量	230
積載重量	230	積載重量又は積載率	3.79
燃料の種類	ガソリン	型式認定番号	12965 期間区分番号 0001
4. 備考	<p>① 記録・記録簿</p> <p>② 記録簿番号 9421、2000</p> <p>③ 記録簿の記録 2026年7月1日 記録簿</p> <p>④ 記録簿の記録 2026年7月1日 記録簿</p> <p>⑤ 記録簿の記録 2026年7月1日 記録簿</p> <p>⑥ 記録簿の記録 2026年7月1日 記録簿</p> <p>⑦ 記録簿の記録 2026年7月1日 記録簿</p> <p>⑧ 記録簿の記録 2026年7月1日 記録簿</p> <p>⑨ 記録簿の記録 2026年7月1日 記録簿</p> <p>⑩ 記録簿の記録 2026年7月1日 記録簿</p>		
記録事項	<p>記録事項はシステム変更時及び記録事項となります</p> <p>記録 ID 012345678901</p>		

- (ア) 車両番号（上記1～3の車両番号と一致すること）
- (イ) 有効期間
- (ウ) 住所（使用者の住所が申請営業所の所在地・施設等の住所）
- (エ) 事業用（緑ナンバーであること）

<電子車検証券面>



グループ3-1(3)

●確認内容

- (a) 機器の設置状況：機器の導入状況に関する資料、または機器類の性能に関する資料及び設置状況の写真
- (b) 機器設置車両に係る情報（車検証・写真）：(ア) 車両番号 (イ) 有効期間 (ウ) 住所 (エ) 用途（事業用）

<注意事項>

- ・申請する車両については、自認項目グループ4-(5)と同一でも構いませんが、写真や車検証等の関係する資料は、必ずそれぞれの項目に添付してください。
- ・各資料は、同一の車両であることが確認できるような資料を提出してください（1台分で構いません）。
- ・電子車検証の「自動車検査証記録事項」を必ず添付してください。
 - ※「券面」のみでは審査に必要な情報が確認できないため、加点の対象となりません。
- ・写真の資料が不鮮明等で必要な情報が読み取れない場合、加点とならない場合があります。

対象外

- 各種装置や機器類に関する補助金、助成金の交付に係る決定通知書のみ
- 基準日（2026年7月1日）現在で導入していることが確認できないもの
- 具体的な内容が書類で確認できないもの